

【Q：利用者の個人情報の管理】

Q 法人が保有する利用者の個人情報の管理について教えてください。

A

社会福祉法人が福祉事業を展開する上で、個人情報を利用して様々なサービスを提供することは不可欠です。

個人情報保護法では、個人の権利利益の保護するために、個人情報を取扱う事業者に対し、適正な取扱いを確保するために法的義務を定め、個人情報がみだりに利用・提供されることや、不注意な取扱いによる漏えい、き損を防止しています。

1 個人情報とは

個人情報保護法では、個人情報の定義を、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）と規定していますが、具体的には、氏名、性別、生年月日以外に個人の身体、財産、職種、役職等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報が含まれます。また、文字のみでなく写真、映像、音声も個人情報となります。

2 社会福祉法人としての取組み

個人情報の保護の観点から、社会福祉事業に携わるものに対しては、児童福祉法や社会福祉士法等の関係法令により守秘義務が課せられているほか、識別される貴人の数の合計が過去6ヵ月以内のいずれかの日において5,000（施設利用者だけでなく、その家族、従業員、ボランティア、取引相手等も含まれます）を超える事業者は「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法の適用を受けることとされており、個人情報を保護するための様々な対応が法律上義務づけられています。

個人情報取扱事業者はもちろん、これに該当しない事業者であっても、厚生労働省の「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」等を参考に、法人全体での取組みや新たな窓口の設置、組織体制の整備、職員等への継続的な研修の実施等を行うことが要請ないし期待されています。具体的に取組みを例示すると次のことが必要となります。

個人情報保護に対する法人の基本方針の策定

法人内における個人情報の現状把握（情報の洗出し、利用状況）

法人全体を統括する推進体制や責任体制の構築と関係規則の整備

気軽に相談できる利用者相談窓口の設置

職員等に対する教育研修システムの構築
事業の改善を図るため内部監査・点検等の実施

3 個人情報の取扱

(個人情報取扱)事業者は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず、また、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならないとされています。

本人の同意を得る場合、本人が精神障害者、知的障害者、認知症高齢者等判断能力が欠けた者であるときは、既に成年後見人が選任されていれば後見人の同意を得ることになり、成年後見人が選任されていなければ、本人の同意を得ることになりますが、これに併せて家族等の同意を得ることが望ましいとされています。なお、本人の保護という観点からは、できるだけ成年後見制度を利用することが望ましいといえます。

4 個人情報が漏れた場合の措置

不幸にして情報漏えい事故が発生した場合、漏えい継続の阻止、管理者等への報告連絡、漏えい事故の本人への通知、苦情への対応、漏えいした情報の流通の阻止、漏えい者への対処、再発防止策の策定などを行うことが肝要です。